

# 石狩市プレミアム付商品券「いしかり地域応援商品券」 取扱要領

## 1. 商品券取り扱い厳守事項

- 今回の商品券は、「全店共通券」と「中小規模店舗等専用券」の2種類がセットになっています。
  - 「全店共通券」は、参加店すべてで使用することができます。
  - 「中小規模店舗等専用券」は、大型店舗(※)では使用できません。
- 商品券は、物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券面額以下の利用の場合であっても、お釣りは渡さないで下さい。
- 商品券面額以上利用の場合の不足分は、現金等で受け取って下さい。
- 使用期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

### ※ 大型店舗（五十音順）

イオンスーパーセンター石狩緑苑台店、オートバックス石狩花川、カインズ花川店、サンドラッグ花川北店、生活協同組合コープさっぽろいしかり店（移動販売を含む）、ツルハドラッグ樽川店、ツルハドラッグ花川北店、ツルハドラッグ花川南店、DCMホームマック花川店、ビッグハウス花川店、ファッションセンターしまむら石狩店、ラッキー花川南店、ラルズマート花川南店

## 2. 商品券の利用対象にならないもの

- 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- 土地購入、家賃・地代・月極駐車料等の不動産に関わる支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネー等への変換（チャージ等）
- 公的医療保険、公的介護保険の自己負担の支払い
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- 特定の宗教団体・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買

## 3. 参加店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① プレミアム付商品券が利用可能な店舗であることが明確になるよう、実行委員会が配付する販売ツール（ポスター・取扱店証等）を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- ② 確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱う担当者に周知すること。

- ③ 利用者が使用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をすること。なお、「コピー」の文字が表れている、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨当実行委員会にも報告すること。
- ④ 著しく破損・汚損している商品券は、受け取りを拒否すること。
- ⑤ 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券の「切り取り無効線」を切り取るか、「商品券取扱店名」欄に店印等を押印することとし、切り取り無効線を切り取ったもの、または既に他店舗の店印等があるものは、受け取りを拒否すること。（なお、換金請求時に他店舗の店名印等がある商品券が含まれていた場合、その分の換金請求には応じかねますので、あらかじめご了承ください。）
- ⑥ 商品券の交換及び売買は行わないこと。  
使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑦ 大型店では、「中小規模店舗専用券」の使用はできませんので、受け取りを拒否してください。
- ⑧ 「北海道スタイル」安全宣言の取組みを実践し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための「7つのポイントプラス1」に取り組んでいること。
  1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取り組みます。
  2. スタッフの健康管理を徹底します。
  3. 施設内の定期的な換気を行います。
  4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
  5. 人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。
  6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
  7. 店内掲示やホームページ等を活用し、お店の取組をお客様に積極的にお知らせします。〔感染対策の可視化（見える化）〕
  8. 北海道コロナ通知システムを導入し、QRコードをわかりやすい場所に掲示します。
- ⑨ 事業実施期間中、国・北海道または石狩市から新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う事業者に対する協力要請が出た場合は、要請に応じること。

#### 4. 参加店舗の取消等

本取扱要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取消、損害金が発生した際はご請求する場合があります。

#### 5. 換金について

##### (1) 支払方法・時期

換金は、口座振込となります。現金での換金には応じかねますのでご了承ください。詳細は、別紙「換金要領」をご覧ください。

原則として、商品券の換金代金の支払いは下記のとおりとします。

- ① 5日までに事務局で受付したものは当月20日支払
- ② 20日までに事務局で受付したものは翌月5日支払

なお、いずれの支払日も金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日の振込とします。

##### (2) 請求方法

換金請求書に必要事項を記入のうえ、使用済商品券（「切り取り無効線」を切り取るか、裏面の「商品券取扱店名」欄に店名印等を押印のこと）を添付し、実行委員会事務局へご持

参ください。郵便・宅配便等により送付された場合の事故（商品券の紛失、枚数の相違など）については、責任を負いかねます。

(3) 請求受付期間

令和4年6月20日から令和4年11月21日まで（午前9時～午後5時）

※ 土・日・祝祭日を除く

※ 請求期限を過ぎての換金請求には一切応じられませんのでご注意ください。

(4) 換金請求先

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

〒061-3216 石狩市花川北6条1丁目5 石狩商工会議所 または

〒061-3601 石狩市厚田区厚田47-4 石狩北商工会

## 6. その他留意事項

- ・ 本取扱要領に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・ 参加店舗情報（店舗名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、パンフレット、石狩商工会議所ホームページ(<https://www.ishikari-cci.or.jp/>)などにより広報します。
- ・ 当事業終了後に、参加店舗のアンケート調査を実施しますのでご協力をお願いいたします。

## 7. お問い合わせ

(1) 参加店・取扱店に関するもの

石狩市プレミアム付商品券事業実行委員会事務局

TEL 0133-72-2111 FAX 0133-72-2577（石狩商工会議所） または

TEL 0133-78-2513 FAX 0133-78-2660（石狩北商工会）

(2) 商品券の制度全般に関するもの

石狩市企画経済部 商工労働観光課

TEL 0133-72-3166 FAX 0133-72-3540